京兆府尹紀事

從九至十

巳

イ 13
668
4

京兆府尹記事　巻之九

明和七寅年より安永二巳年迄之誌

石河土佐守御先手より御役替被仰付たる時酒井
丹後守替役仰付られ上京之處前の府尹の任
去良の任御免とハ知りものなく吟味取扱ひ人々と思ひ
の外話りて其顔をそらせ走卸られ候にけりさりたる
六調法もなく元来恵てしたる事も恐又ならしまし西
府之者同播磨守ハ土州のため流されていかにも不
つきしなりしを去年より仙洞御所付道變勤所ら

大正十五年二月
花房仙次郎氏寄贈

イ13
697
15

イ13
668
4

まゐられ候處寛延年中當今様御事にて後月輪尊丸御ゆゐ
今上東西京都より御年頼として御在京あけ播
磨の守御法をもとめしかはりぬる天草を争て御昆ハ
略和八年なり然るに去る宝暦年中天刻を関白れ
御せうそく月給今年見守も其の御みとなり御挙も候
院事ゆゑのせなされ一定居を伺ひ禁裏後入拜せ
摂長に御退去も何の何も御手御こハ女帝やむ見之九
容易にも出しせいらぬきし陪にも出来く人不去る
うちまゐる桜町の院様御子の皇女女帝にゆつりまゐらか
先帝桃園院様の皇子主上尊之所御年比の御ゆゑ也

らゆゑによりて践祚仰出され後桜町院の御位有之当今
皇帝と称しまゐる女帝ハ仙洞と申して新院の御事御下
院より国政の事ありて京都所司代の衆ことに申しもとけく
関東より御名代を以て御使者老中より五畿内の御役
以前より其の後の御役ハ使者をとつて忠勤を申上
候ニ洛中洛外ともの手続にしゆれハ安永元年
より改元有て其年も当年は吉田様当寺ハ年々
されし定式の冬に御成り

後々白すへて皇国の御安全の月々は御機嫌伺は
の為め年々の御法定法あり

於路次追々行ニ及候ハヽ別 樽屋与左衛門村
路法役所ヘ呼出シ大目付並戦役ヘ手通 長谷川ニ相附
京極四百石ニて如斯之ハ下も黒羽根頭の人ニ有
其節花見も可ならず抔、ヨりすれど古人藩所ニ御
只様物をも見ては人も見ず 深井信の下知に任
侍中年と要領に上京の番紀 上の目見せんと
すべく揃ひを見ましとし今帰座を持つて當年裁
許は夏に勝て当中一同御持ましして東福
當年三ツ四ツ西行は或陰も何しとる御の時節と裏
表共ゟ有と紙子にも羽織を縮緬の小袖を着し 某

なり又ハ黒丹後島の綿なとをかけたる琉球紬の紙上下
を着し其後前代未聞の事なり贅沢の華美なる上下を
着し小袖ハ黒縮緬小袖の下ハ羽二重にて大小共さげたるに
今は眼を見張る程の様子にて利にせよと迄ある結構
作の京物又ハ金紗の切羽羽織も紋縫の仕立物
好むにも見るにやに騒しく路にも華美を尽し
鳴呼上下の者ハ常のことかね行脚にも下々なれ
信とも思ひしかまことに贅沢になりふるまひた者ハ 打出や
浅黄紺紺士にもなりけて皆々数の代にして其任ありし人共
豪花を好むとやらかこれ 江戸の雅と申し候

まこと法令忘るゝの本なり抑法則を捨て

一侍ハ紬ハ袖着用すへし徒士役者ハ

木綿紬着用すへし すそハ布木綿れ

かまハるへし

かやうになれハ侍とハ何んにほの事にしまこと徒士とハ

名乃の様なるハ同しくとりの様なり此れハ独りとのものハ

是らハ大き謂なりし所常にハ信ぼの事なり中君とハ国

仕る故以下足軽は徒人ハ小人等数多なり此れハ同心ハ地も

有りた木綿布衣なくれちらめしなるの掛け職をもそれ

仕得道ハ相つ事をなしせよその家に続かれ

事なく清政道をうけ自らの私心の甚法をみたりなりせハ

万人法政すら行届きて私ふ所ハなけれ謂導人にもとし

悪良も謂ハ何やらも乱れて来後ハ此上の儀諸し

此義をん知らるへし 僕ぎれら上ミを兄好ハいつれも慕

附を先して中さえし様に取めかにならしみ義なりと此者と

ほんに利を辞し数輩しまさハ以後なるの行を浄る

やかに私言きやうを刑し申されハなりそ能者を療り

仮令して たのひにも道をそむみ合けり一人たたせい

なれハ一国乱をなし一人仁なれハ一国仁を学ふ

是なりこれ西に術をなくのしもく清彦廉の君達

此れハ東府君も自ら聊かハ御存もなく萬事を信とし専ら
中も旗も立てられ候事を聊かも存せず今日を急ぎ
御定めの御役目被仰付候得ハ御定書を本に庶民を御徒
士同様に申付候處其上京都にハ御所向にハ京都ハ御所向
并に市中共に御所の如く益御繁栄の御用向なる事ハ更
御役人方ハ無事の御用向にてハ有まじく酒井雅樂頭殿の家臣ハ
御らる京都に任せられ御役人長谷川備中守ハ申し
領分なし市中の為を存せられ理を盡して奉申
上げハ多分御役人にハ三千両も出す由師の大切と云ふ儀
を捨て是まての御用向にハ御所の事にハ相成可申き

是迄何の事も有りけり委細ハ宿所に申上の書付を差出して
是を見て是又しかくて目出度御上洛御府内に居住
御定の御役人委細を差し備前守を居へ立て理非
述られ御存無く御改めす事ならせ其差許し可然
御いへ是迄御沙汰無之一言上せられ候ハ御備前守御取計らひ
て利何れも御挨拶ありて委細の事も其意をもての
御取扱ひ成りしに市中にて申上けるかくなりしかハ今に候
御のみにしてハ後々市中にて取沙汰なし申され

長谷川備中守ハ是迄の儀の事

御聞こし召されけれハ其御役人ともなれハ市中にてこそ

おもふ事ハ人命を救ふるハ其ことに仕し術なくしてと
なく君とあるハいかにもする事なりとかわく寛永弐の春
安芸の風に暁の霜黄泉の客となりし時の事なり
御主君と云ふ事右病死になりつるハ中にも法眼の頼ハいつ
さりまゐつて典薬頭半井出て其療の験をえ見
られしハ後に酒井雅楽頭は寺にて是へたる病気大切なり
時に大部野ハ医師をさし合せられる事何なし
其後をまもし其後其日くれ右の事を問ふ例なり右衛門
頼ひと云ふハ死去の後其家の深きそ頼まるとかし其家
其内に神治右衛門式部ハ折々頼ふ事をそ目付判元

天庵只為入事の事なり
侍に曰法眼名之死去ハいかにも右の法眼ハ其の
御法令なり依之其後ハ法眼の家の医を頼ふさ
まく桐遷をも天庵の為の目付判とそ云す
入来何の事なり
其折ふし京都御目付京都中に在り驚き法眼判元
天庵の為の事に急ぎ家に曰ハ桐原か中へ其の事を法文
被りかるをもし後まての事を申つて判元のを文（きく）
其家の例なり後へり作なりて（へ）とも其頼何ふ
其時年齢廿年拾二才なれとも大納折節の人となり

中々凡慮の及ふ事にあらす人物たり平義兼其日
実子行上ハ何となく尼の人附庸に入郡代ハ謂なし
義兄の如く恵顧すへしといはれけれハ細々のへ
いかりなれハ出羽殿与安地にハ再度詫しとも叶す
すへき方なく周への詫を丹後殿皆是其家を思ふ
のあまり丹後殿ハ病浅りしかハ中々ありしとて
西方にも判なく居らましいはゝ平義ハ在上
下を出し父の名代たれハ是非なく相続すへしと申す
母ハ白状にて言子調下の事ならハ何の子細なし
在判者への那庸にて調印をそえ居る例なり我ハ

其段とそのめくにすへしとわかれハ浅後守の所領を
まし細事の事なし何も案しられての事ならへハ其段ハ
丹後殿あらハ浅ハ浅つとハあるまし平義いつて
在判ならすし事ハ得えとめの調理何義
妙されとも那庸に知られたるしの事なりハ
若得段も其事申しまかせすや父信中守存意
上総の神々代々存押そ思ひてハ右ゑれ
浅の所領の所ハ調浅存して事にハ家君を告ふ
まんまりハ二ゑる代申しの存判浅見居て父信中
守ハ存移不及浅居何ハれ浅の所領する私之

御謀略をもつて信長を害せられんとの心あり
盾の段思召之旨をわたし密に談しかくいふうりと
ありけれハ丹州積をわけて光秀か領知を
に給ふとて十二ヶ國の守護になしくたされ信長の
丹羽ハ甚以くに申したを済まれ候ハ書を持せん
丹羽ハ太郎左衛門尉ハ柴田修理亮勝家を
とりて執事へ申遣すへし佐久間右衛門尉か
老臣まさ枕をならへて知行の所領をとりあけて佐久間
守殿の御事引籠らせ候ハ会談の後ハ村井民部
守殿御中ハ書を奉りよつて平手殿ハ御前を

引籠らせ給ひ候得ハ目見すらに平手殿ハいとし妻の子として
に従ひ勤仕へし信長ハ長谷川丹波守を以て萬世
の英傑と世に云われし人事をも思ふ程菊の侍をも加へもよ
其余すきまく思ふて我の用として其者々ハ必定
許せられへし海道一の弓取と称せられて家中御用
より平蔵大夫を携てとて信長ハいつて何事もまかる
信長その人をせんとする様も家老の者をも是非も尽
無き者共列座の諸事諸役の様例を語し父の代の作法
違なく勤めける小者徒士侍付られハ中々まかりならぬを
其時中の事をもかくのことく其人徒士の者共も勤め

父備中検校をむすらしうて程く参し今治しきいは
たし様を入道い刻く要事を序を国みて不有なれ
此事松陽し大通をいはるる歩行をしんうきん身も
在世の月あのいはれい東鳥の謙を偽名せられ不得通
その者なりし謙を謂しい此者を替に初名諱盛を云し
ありけりこせ後いかなるまゝすしおりまし篤実を流布
寄りあるを其の恵をあふしや足いよ江書状に置
へ御付られ寛永八未年の事なり武略より好状を済
諸家の書翰の傍にも朽一二あるなくあつめ記る口徳上記
特得中さまも世を存をこ後箆蔵をお治役ある事

ことに一封の書を補ひて侍従君に伊勢の城主松平越
中守に献す

侍臣曰備中の守康の家録検を下石に蒙り
八田安永友并御言房の遺男ほ定家をせり則
右上様の侍従者の備へまうしに申しまうし男也の
ませしまして様喜を武家の天下を掲揚して文
武を励ますものの大節揚をもちいてあらしの
小松内大臣重盛を以て日本の聖人といへる謙
越中君のいはるを侍として武将に上様
は年々あつみ河守せら献の御江補者の大任を勤め

なふこれおよ肥後の正之君の遺編にひとし 即ち
名をはせてのち位たかく将に任じて後の
の大役を蒙りたまふあり 賢君とハ此君の事なるべし
江都御中の内に賢君の出させ給ひて中し人力の本
なりけり享保のむかしハ 有徳大君なる君の出させ給ひて
天下既豊に保ちたまひここそのあまりハ寛黄門光圀君
後躰せしかつまさ中 君世説にハ清めて後
万歳の天下大平を謳しむ 是これ東照神君の御
余慶あつて万代迄も治世を保ちたまふ御徳
なるべし

一其意ハ江府内の花族ハ奢栄へたるによつて諸国
より集り来るもの多し 其中にハ理芥の徒ハかし
放埒随弱の族にて後ハ死人となりもこれおのが
からとハ云ながらも死人多きハ国の恥なり 中江戸
の命を蒙りたまひ かやうの族をめ捕古郷の上流
伊達ハ人家を弘し 身分相応の家業を教へ於恩の
為ハことさらの者の徒をも治たまふべし 国地
もとハ百姓なりしハ中より立かへし百姓と仕立
新領にあつかひ候人のち也ハ中々村なハ百姓までの数
なるべしとこれ御中也 これ聖君の

意有りとて仙拂ひとて別寺に遷せられしのち

て陸藏主といひしを谷長川平左衛門か命

あれハ既に彼の寺を職りけるを言ひ出されし

總書平藏が仁義を称せすといふもなし　京兆西府の

役士なり　彼人のなりしに霊遷の後　梅櫃が死あまり

尊しく今更言ふもおろかなりし　譲りしものや情

武平藏は年老まで勤めさきし　天下の寺力と称し

且つ重任を蒙り人ありけるに三職を解りて

致仕せられ皆ふしそて悲しみし　平長録職せし

家名相續す　按しるに山村信濃守ハ安永二巳年

西府を以て先ハ其年ならず　東仁大名の人なり　次の者に

解すへし

京兆府尹記事　巻の九畢

京兆府尹記事 巻之拾

安永三午年ゟ同五申年同六年迄

長谷川備中守御役 山村信濃守又ハ山村十郎兵衛

といへる信濃守常に所々 山村甚之丞といへる父の代

から十郎左衛門へ死去の後子甚五郎中家とて仰付られし

小普請入被為成小姓組ニ御書院十郎左衛門と改名に

て後は是より御勤させられしか十八月御勤有之なる所去冬

京町奉行被仰付られ従五位下に任せられ信濃守と被仰

則上京の事同月御家を恭くもなり御縁ありて任年春義

浅宿方御預ケ中莫太ニして年々御名誉有ル
事く是迄御取役人とも飛切ニ成モ之候く
上京人とも御いゆるしの者組すへきかなし様合セ
ら朝ニ家来して信州の内こもりて上京後日
是後竜ゟ事なれハ家臣共其儀を以て被下一條
申合として右人衆御使者衆中内して上京被下候様
国付として御ふ人の衆も深く入込候の様子にて信州
たる事人衆後竜より文武れハ能く知らせの如く若組士
立ちて被代京候の上の事にも同家役人へも申達人候
を慎の事なれハ如くの通して申合すへき御国中の

事なれハ深く計り知り難く候へしく合點上京
の御使國附中并浅倉文五の衆中の楽ら元来御役
楠葛合士中村仁兵衛とふもの併なりしか行末ハ
段々事共様々なる儀も御益を成すの上に切にて
浅倉文五とも御普請役の者より若君所役
新組とも前もつて役を定めてこそ
今度国付として今度ハ御勘定の様をもつて上京
すべての信州に同じく又甲の事なれハ申し
容易に計りかたし是によりて一つの謀計あり御
旧里楠葛郷士中井孫太郎ハ我等へ楽しく之人

の娘何ゝ是成御所役人ハ嫁ら切せれ共云ハ今
よふすを伺ひ世左右ハ委細あるへしと既ニ両年
二千成ますしても智病聞しものなりとハ不信
御出なへしと謂して閉し桃井の役人の事ニ
言上して江戸役人を以て浮屋敷しことかや法定ハ
その一條を調へき左右を乞待ける万事
評定白洲吏君の庭内外を守者御用の事を
骨折しけるハ君をいふへし桃井も我一條
にまつて是を如何一天下第の君の高恩
をおもふてしなり根元ハ後に定政我年

戌九月死刑に依て右等の所に行られ候
自鳴ハ遠鳴とて豈天罰なきにしも非す死刑か
杉破の其御はつしよしなし
西塔伊信將ハ古語の文集ものことなれハさしての事中
の謀判なく酒井丹州も邪道なられハさし誘明すと
いふ事にて西伊勢ゝ能くあふ丹州あふ其内の伝記
あそ何としも外に重病となりて大切にある
従それハ形のあく浮ゝの事といふまてを以て後々
へ古類仰付られ候未だ能ひとし所のれハ信將
ハ何ゝ心の及ふさけ事申し例のあくも涌出せす

左京卿ヲ御征伐ハしの後紀士渡辺大和守は伊勢ハ
仍之ヲ火付還城没落并和泉守ヲ始伊勢介ハ
此人々之子の節より信長ハいかにとつふに接信様
の御代治小姓成主智られ候ゆへこ卿信長せられ
うるゆ性得御智者の者する人なくこミ人好せ
成リ勝ノ者ハ西将丹右別安永之年六月
廿四日より大津宮ノ京都之所ノ者杉より
大風発ハ吹抜し家を倒し十国の大木を抜て風
出た京の背ことくに元城寺人御主様内裏ヶ
四ヶ行赤井城寺今る上京并大都督の其

まま皇国の公卿もみなの大事国家の権勢騎れ
皇居を造営いたすの様にして京へ大都督を
皇国行しまつる敵国のめの後ヶ直に皇内清京
を従来てより役山城信長小勢伐を以て保迷し
大都督へは此條を中に副将皇国の條寺り則禁中に
其識ノ者のに見訓のつさる一條の侍れ成禁中に副
急の者のこ成上下を見し御上にて諸居す都督何も
しみ君臣を相を以て諸人を呼しもあに城守守
只ヶ紀士を以し中之くし寛中一統治を合する
政次より直接是にもり者を行する処なりとも抄略

花峯め一粒なく御遊にて直拝武家御候のる
其趣を被為済り村信州ハ駿府守仕右衛門
ま可能に仕候を左る本ハ武家之城中を前接す
へし其都督し不知者ろへし其ろ相も風型て
申の則るに誌もく其儀のことく大都督帰館細為
奇も大都督之所へ参上候例のことく御機嫌伺候
有之く半それを今りけハ右御別之御機嫌伺ハ御座
無御座と存候

侍日光御機嫌伺として諸侯方ハ上意とそそ称
其御役人ハ何も参勤仕候事を諸大夫先御所役

禁裏院中の両御付ハ御所代の御使者衣布衣
役として御機嫌伺として上洛有り此御上方
諸侯方上京有之候ハ是を被許申何ゝ布衣役等
其外大坂御目付上京之候者共者件世保て日月往
五節句の御役ハ上京之候ふ是を御待候事を
且つ江戸にて於て上意を以て伺ひ機嫌伺の御事ハ
御機嫌能為有御静謐の条之所に存る以て風
御役向ゝ大切之て御来上意ゝ存ゝさすして可申哉
なり上京之人大都督并大書院上段の間に於て
大都督ハ正面より御座之上段の人ハ何も敷居の
面より伺ハ並ハ機嫌能御座候段を申述候

御職掌の面々

二条御城　御番衆

御蔵奉行

町奉行

禁裏御付衆

院の御所衆

女院御付衆

二条御城御門番頭

御所方ハ諸公家之其上下ハ何れも不寄

寺院方そしてハ宗旨掛役所へ諸伺得指図有

旧日本書にも概略して記録にも有例

なれハ先上古よりの事共なるに我国風盛りしも次く

異なし

然るに寺直様黒所に集上の我於寛東御法先伝聞

又る御沙汰行れしより我人御くのもく我国の風

人みなこれよりも皆我心をせ言語其まゝ信ずる

我国の人と成る孔孟の道を教へ神仏をいふ事なし

武道に心なし深く人を痛り隣をも心得られ共

所中に於て上古よりめし集し国家の心得なくて不

我国の家のふみとして和書をもって云ふ事なし

文武を混せらるへしとて是書を記さん

一 京都所司ハ皇居の警衛并市中ニ国政を沙汰ス
ることなれハ学文を好ミ才智ありて政事の
政務御沙汰ありいかにも宜しく得たる時ハ隠無きもの
用意あるを肝要とし諸事の式法門仁武兵等
侍人何れも其の事

一 京師ハ年々に来る数多の往来人ハ宜しからさる事なきや
他国の人来るにてハ長き逗留なかるへき様取計ふへき事
なし法度を守るハ如何して市中安泰也

文武に怠るや否やの事

一 飛脚等の節ハ相改め仕法を語りて之を成す可き
事之事

然るに当流の仁術ハ常に剣に在りて総士ハ是を修せしむる事
なれハ仮令ハ在ても善事を信する同しき事一統ハ修行す
ものにてハ在学事も仮初もの其の流れを学ひ付加ふ
ニ因く在てハ叶ひかたき武を心かけるものハ文
を学ひ在ても同心を治すこと文字を学ひとすへし
是肝要なり依之府中ハ儒者を招き月々に
日を定めて講釈を聞かるへし文武の道

八幡公にして宗卿安民の利をおもへりしより源家ハ
弓馬の徒なれハ柔弱を禁めほし弓馬の術を
まけすゝんて撃刀の術ハ兼備ゆへ身しハ我兄にす
へし又其の武具ハ備可へき者なれともに其具すくもの、
武器おろそかならハ依之治世御幕府毎にハ武器依て
蔵に仕ら武揃ありてとかく年々に六隊名兄と振替
勤仕るハ一人前に三振名刀好へきにしてなそへて
数具是十領刀撃刀なとは設けたるも由て端ら遣し
配れハ筆にて借りてらへし扣れ共に年に三度
陰気ある器ハ干さるへきまことに便なハ強く盛晴ハ嫁まて

研せしむるの故に至て其条常なりけ先ニ申すまてなしきさ
関白殿ハ小路殿なりて御武具にて可へき者なれハ皮
産をすへしと依之役ありて雅号是に絵領々
文字の御蔵て二千人扶持なれハ数十領ともて今
器領新造ある世て我家の事ハ目して治る四海
因仲ら前の筆跡甚多ありて文々滅して保家
天下同一して中一し城まもこと筆任ニ路く
頭絶し心されらるへし是筆傳の事可有る哉治世
海外の境をしらしめ候に是の儀ハ深の長職に有らし
豊太閤の治中尊庫の仏にて築へまよりてせ

居間ハ浅名を無みて主上ニ弓を掛て申事
何らん路竹を切拂ひ囲ひとして七日ニ曲張し云
謡せく在家なりし二而謡所ありて常ニ寺ニ而やこ庭帯
ま石男矢将ニ侍所くる所を経て二者乃ハ何れ之へし
流し注絶の教者部を思ひてへし月日ハ小宿と限
へしこれ当年の例なり主国二而下となりて我ハ
如何様ニ以き存すへし是より上対の法ニ於て
たとしもへしとこや又弟子兼敷の備ハ万事存知ハ
言葉ニ得の為しまし何なけれハ万石の兼敷
海中ニあやかしに情を交はへし此常の事人知

才つなれハ命を惜んし進退我ニ然ハ信にあらて抗
れを孟子親子君臣のまつりを絶すして一和すし
かるへし二ヶ條ハ義に依りて見ぬ忠臣を
へしとや然ルニ於ても何事を以て武をまけみ
文を学ひしより来る所君義を恥よとく人の称する
日本ニ於て天下ニ於ても此の人好事の男なれハ主ハ
ぬる様も唯人ニ於て事なと暮しく人物の得る事
責めし文武の道を専らに勵むへしと云事
信義の意識行つ事高無の英雄くるの弁す
賤敷事なる事ハ代々を思ひて云事主ニ於す

漢土歴代の昔より文章を好む人これまた儒学を
伝へけるに或は一事にかゝはりたる仏者の新判
は洪水も言の語仏なす信者は仏の威によ
もろ事もたゝ信は言を言く持は大の事を忘れ
す治筆便宜く政の万事の仏にけ来の事を為
すなく同じ心意は其の勝は此道にくる事をとゝる
の器量は以ても或は万々の人々は多く詩は上達の人
多かりし宗上代の仏の如く流れは上流からの流は
また流も語しとは必ずも其事なくて信なるは
此月日の写にし作あれは詩を賦し文を作り詩もも

詩を賦し文を綴りするに唐の信が一絶の詩を学
源氏物語にも言葉は仏経の人は我心得のぬし直に得
為し万補法あるは初心を見へしもかゝる
時は其の蒲もありし詩作て何をしるその絶上上
唐一首の和歌を作て信ふに至る家の情大を
作も仮情作りて夫にあひても撫のは涙情の東端
我家に書何も心をもしるもの未一言や本体を言へ
をさるは和歌の流れなりし眉は同じの作ありける
なるを　和歌の道より言葉の心可の其に識るは大切の
巻もなくすや

侍臣共ハ源三位頼政にありし嫡子
廣綱といふ者時拾歳にして父にかはり
須もしよし新年に鳴くす毎にいふさもいつかくて
戦陣実にして戦ひ孫ら人に勝りすみ
又十五歳すハ和君の思ひ思ふ廣も子孫廣綱
守こそ速途と思ひしかく年し於るも人が
侍へさいにし感しまり
信岩寺ぬ人とめて我敵の忘れをぬらう
これ只今敵に信も恩義のつもりの是非をう
つし植つて守ました

すまでとかく深に歌もなかりしと
侍してこそみえけれの是非
然るにその後あの廣綱いまさらのさけなき
あはれなるの涙さへかくやりし須す人ゝ咲きこそ
思ひはかりは情ならぬ情の涙侍士となりぬる
天の命すらむる
相も信がハ文武長しもせしの御命を惜しむ
常ふ扣の所新侍人の作には強菊して侍りし相如し
ましう鶴よし侍人のこの飛後を計るに至るまで
昔しかるに侍るも絶えて　一天の君の叡慮の給ひし忍び

王道衰廃せしを嘆ぬ志ハ一意をめぐらし世の人の気
あつめとハ天下の為好むしかるべくも思ふに何ぞ不可と
云なし執行ひ候と思ひはかられて尚りし相違
迴らせしめ経中ハ一段厳重に守信長公より忠節をそ
当世の豪傑英雄の随一として王道を起さんと亀
関東より御目にハ重くましく覚中すれとも政道を任
せらるゝの大樹なれハ治平　仙洞御所と付られ添
尊敬御有ハ猶ほ四度月の御修行供奉し奉るに
尊ふハ旅ともなふ目出度の御事ハ遂ハ鎌倉
兆寺に達る得たる事にしも何にすと君に成

おもひ日経と殊形の侵人をいやしむるの方便を
思ひし信仰の心をしてや慶し稀なる事
なりけり

京兆府尹記事　巻之十終

け

早稲田大学図書館
011888000633